

寒川町立文化福社会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 3 号

### 寒川町立文化福社会館条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町立文化福社会館条例施行規則(昭和 57 年寒川町規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町立文化福社会館条例(昭和 57 年寒川町条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第 3 月曜日

第 2 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「、同日」を「から同日」に改め、同号を同項第 2 号とし、同条第 2 項中「館長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定める」を「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館する」に改める。

第 3 条第 1 項中「館長が特別の理由があると認めるときは、開館時間」を「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、これ」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「館長」を「指定管理者」に、同条第 2 項中「館長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条第 1 項、第 6 条から第 8 条までの規定中及び第 10 条中「館長」を「指定管理者」に改める。

第 11 条中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

第 12 条中「その旨を館長」を「その旨を指定管理者」に、「館長の定める」を

「町長の定める」に改める。

第13条中「事項は、」に次に「町長」を加える。

第1号様式中「(あて先)寒川町 文化福社会館長」を「(宛先)指定管理者」に改める。

第2号様式中「寒川町 文化福社会館長」を「指定管理者」に改める。

第3号様式中「(あて先)寒川町 文化福社会館長」を「(宛先)指定管理者」に改める。

第4号様式中「寒川町 文化福社会館長」を「指定管理者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。